

国指定小笠原群島鳥獣保護区  
指定計画書（区域の拡張）  
（案）

平成21年 月 日  
環 境 省

## 1 国指定鳥獣保護区の概要

### (1) 国指定鳥獣保護区の名称

小笠原群島鳥獣保護区（従来の小笠原諸島鳥獣保護区から名称を変更する）

### (2) 国指定鳥獣保護区の区域

東京都小笠原村所在聳島列島、父島の一部（海上自衛隊父島基地分遣隊本部地区の駐機場及び揚陸場（平均海面時の海面上の工作物を含む）並びにその周辺20m以内の区域、境浦ダム湖満水水面及びダム堰堤頂部、長谷ダム湖満水水面及びダム堰堤頂部並びに湖側堰堤の延長線と満水水面時の湖岸からダム管理道路（湖の北側は湖岸から10mの線界）に囲まれた区域、時雨ダムの満水水面とダム管理道路との交点を基点とし、同所からダム管理道を西進し同道路とダム放水路北側終点との交点に至り、同所から八ッ瀬川右岸を西進し同河川と国有林20林班イ<sub>1</sub>小班との交点に至り、同所から区域界を南進し同川左岸の河川敷から10mの地点へ至り、同所から八ッ瀬川左岸の河川敷から10m線を東進し同河川からダム放水路南側終点から南東10mの地点に至り、同所から南東進し標高26m地点との交点に至り、同所から標高26mを北進しダム堰堤南部との交点に至り、同所から時雨ダム満水水面を東進し起点に至る線により囲まれた区域）を除く父島列島及び母島列島の島しょの区域並びに聳島列島の北之島、中之島、笹魚島、聳島、針之岩、媒島、嫁島、父島列島の孫島、瓢箪島、東島、南島、母島列島の母島（国有林30林班イ<sub>1</sub>小班とイ<sub>2</sub>小班との交点から同境界線を南西に進み同林班イ<sub>1</sub>小班とロ<sub>3</sub>小班的境界線との交点に至り、同所から境界線を西進し同小班と同林班の小班的境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し同林班ロ<sub>3</sub>小班とロ<sub>2</sub>小班的境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し海岸線に至る線以南の地域に限る。）、鰹鳥島、中鰹鳥島、小鰹鳥島、丸島、二子島、平島、姉島、妹島、姪島の各島の汀線（各島平均海面時の汀線）から沖合1km以内の海域

### (3) 国指定鳥獣保護区の存続期間

平成21年11月1日から平成31年10月31日（10年間）

### (4) 国指定鳥獣保護区の指定区分

希少鳥獣生息地

### (5) 国指定鳥獣保護区の指定目的

小笠原群島は、東京から南方約千km離れた父島を中心に、北から聳島列島、父島列島、母島列島の3列島に大別される島々から成り、総面積は71.4km<sup>2</sup>である。いずれも海中より隆起した海洋島で、大陸から遠く隔てられ、大陸と陸続きにならなかったことがない。

このような自然条件から、小笠原群島の動物相は貧弱であるが、独自の進化を遂げた固有の鳥獣類が繁殖しているほか、亜熱帯気候の海域に生息する海鳥

類の重要な繁殖地となっている。

これまで小笠原群島で、繁殖が確認された鳥類は26種であるが、陸鳥ではこのうちの6種はすでに絶滅しており、現在は、世界的な珍鳥とされる固有種で特別天然記念物に指定されているハハジマメグロをはじめ、オガサワラノスリ、アカガシラカラスバト、オガサワラカワラヒワ等9種が繁殖している。海鳥では、現在、クロアシアホウドリ、コアホウドリ、カツオドリ、オーストンウミツバメ、オナガミズナギドリ等9種が繁殖している。また、シギ、チドリ類、カモ類等の水鳥の渡来中継地となっている。

哺乳類については、オガサワラオオコウモリが唯一の固有種であり、現在は、父島を中心に130頭程度が生息している。その他、ヤギ、ネコ、ネズミ類が野生下で生息しているが、いずれも人為的に持ち込まれたものである。

このように、当該区域は、小笠原固有の希少鳥獣の生息地及び繁殖地として重要な区域であることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項に規定する鳥獣保護区を更新するとともに、今回新たに父島及び母島のうち未指定地域及び海鳥類の繁殖地から1km以内の海域に拡張して指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

## 2 国指定鳥獣保護区の保護に関する指針

### 保護管理方針

- 1) 鳥獣類のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣類の生息状況の把握に努めるとともに、国の関係機関、関係地方公共団体、地元NPO、地域住民等と連携協力し、鳥獣以外の生物を含む島毎の生態系の保全を図ることを基本として、外来植物の根絶、鳥獣を捕食する可能性のあるネコの排除や鳥獣にとって重要な生息地への侵入防止、ヤギ、ネズミ類の排除等必要な保全対策を講じる。
- 2) 鳥獣類の集団ねぐらや集団繁殖地への無秩序な立入、ごみの散乱等による鳥獣類の生息への影響を防止するため、国の関係機関、関係地方公共団体、地元NPO、地域住民等と連携協力した巡視や普及啓発活動等に取り組む。
- 3) 鳥獣類の生息に影響のない範囲で、自然観察、環境学習等の場として活用を図る。

## 3 区域拡大の理由

当該区域は、希少鳥獣の保護を図るため、昭和55年3月31日に特定鳥獣生息地として鳥獣保護区に指定後、平成11年11月1日に更新され、現在に至っている。

アカガシラカラスバトやオガサワラオオコウモリをはじめ小笠原固有の鳥獣の生息個体数は極めて少なく脆弱な個体群であること、亜熱帯気候の海域に適応した海鳥類の重要な繁殖地であることから、これら希少鳥獣の安定的な生息地を保

全するため、現行の指定区域を更新する必要がある。

加えて、これらの希少鳥獣は島内や島間を広範囲に移動することから、生息環境の保全のため、父島・母島の未指定地域や海鳥類の繁殖地の周辺海域についても区域を拡張するものである。

#### 4 更新する国指定鳥獣保護区の土地の地目別面積及び水面の面積

( ) : 拡大前面積

総面積 20,058ha (5,899ha)

##### 内 訳

##### ア 形態別内訳

林野	6,921ha (5,890ha)
農耕地	35ha (1ha)
水面	13,002ha (-ha) (各島より周辺1km)
その他	100ha (8ha)

##### イ 所有者別内訳

国有地 5,383ha (4,317ha)

国有林	4,740ha	財務省所管	641ha
	(4,317ha)		
国有林以外の国有地	643ha	環境省所管	2ha
	(641ha)		
			(-ha)

地方公共団体有地 533ha (2ha)

私有地等 1,140ha (939ha)

##### ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域 -ha

自然公園法による地域 1,9101ha (5,053ha) (陸域+海域)

文化財保護法による地域 -ha

## 5 更新する区域における鳥獣の生息状況

### (1) 当該地域の概要

#### ア 国指定鳥獣保護区の位置

当該区域は、東京の南方約1,000kmの海上に散在する東京都小笠原村に属する聳島列島、父島列島、母島列島にわたる島から成る。

#### イ 地形、地質等

当該区域は、海洋性島弧の形成過程をマグマ組成の変化や火山活動の位置の変化により、観察できる場所がある。代表的な岩石としてボニナイトがあり、各所に露頭を見ることができる。

#### ウ 植物相の概要

当該区域は、海洋島であることから固有の生態系が成立しており、ブナ科を欠落し、シダ植物の割合が高く、固有種が多いという特徴が見られる。また、オセアニア系、東南アジア系、本州系など多様な起源の種が混在している。

#### エ 動物相の概要

当該区域は、大陸から遠く隔てられているため動物相は貧弱である。大型の哺乳類は少なく、天然記念物に指定されているオガサワラオオコウモリ一種のみである。このほか移入動物で野生化したものに、ヤギ、ネコ、ネズミ類がある。ヤギによる自然環境への影響は特に問題になっており弟島及び父島において駆除がすすめられている。

### (2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

### (3) 当該地域の農林水産物の被害状況

父島では、野生化したヤギによる農作物の被害等を予防するため、毎年ヤギを駆除している。

また、オガサワラオオコウモリによるマンゴー、バナナ、柑橘類、観葉植物への食害が発生し、天然記念物の保護と、農業被害防止の両立が問題になっている。この他、クマネズミ、メジロ及びヒヨドリによる果樹・野菜類への被害が出ている。特に平成6年より狩猟鳥獣としての捕獲が禁止されたヒヨドリの被害が目立っている。

## 6 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該区域において、第32条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

7 国指定鳥獣保護区の指定及び維持管理に関する事項

- |               |     |
|---------------|-----|
| (1) 鳥獣保護区用制札  | 6本  |
| (2) 特別保護地区用制札 | 3本  |
| (3) 案内板       | 12基 |
| (4) その他(解説板)  | 1基  |